

平成21年度 第3回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成21年10月30日（金）

午前10時～12時

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

○内野広報課長 本日はお忙しい中、お集り頂きましてありがとうございます。本日の審議会
は、木元委員から所用により欠席とのご連絡をいただいております。そのほかの委員の皆様方
につきましては、ご出席をいただいておりますので、有効に成立いたしておりますことをまず
ご報告申し上げます。

本日は、諮問案件3件を予定いたしております。

それでは諮問案件について諮問書をお渡しさせていただきます。

(青山企画政策部長から内山会長に諮問書伝達)

(諮問書の「写し」を席上配布)

○内野広報課長 それでは、企画政策部長からごあいさつを申し上げます。

○青山企画政策部長 企画政策部長の青山でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、お手元にお配りさせていただきました高額医療等の個人情報の目的外利用、これら
の件についてご審議をお願いしたいと思います。

この件に直接絡むわけではありませんが、制度上の変更が情報の取扱いに影響が出て、また
今後いろいろな動きが出てくるということは、私ども想定せざるを得ない状況にあります。と
いうのは国政の動きをご覧いただくと、先生方もある程度予測いただけるのではないかと思
いますが、最近の子育て関係の動きを見ていただきますとお分かりになるように、政権が交代し
たということで、政府が制度の大きな見直しをこれからどのように行っていくかということも
含めて、自治体への影響というのは少なくないと思われま。

ですから、個人情報あるいはこの審議会におかけをする案件が今後どう出てくるのかとい
うのはまだ予測できない状況にありますが、今後、福祉諸制度が大きく変わっていくという可能
性をはらんでいますので、そのあたりを念頭に置いておかれて、またご協力をいただきたい
というふうに考えております。

そのようなことでよろしくお願ひいたします。

○内野広報課長 恐れ入ります。座ってご説明申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、お手元の資料についてご確認をさせていただきたい
と思います。

諮問資料につきましては、あらかじめ郵便でお送りさせていただいております。

まず、諮問案件につきましては、お送りいたしました「審議会諮問予定案件について」とい
う文書でその内容をお伝えしておりますが、先ほどお配りいたしました諮問書と同じ内容のも

のでございます。

次に、資料でございますけれども、本日は、平成21年度の諮問第1号から第3号までの3件の諮問でございます。

まず、諮問第1号の高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勸奨に関する資料といたしまして、3点の資料をご用意いたしております。

資料1の1号は、「高額医療・高額介護合算制度の概要」といたしまして、高額医療費等の合算制度を説明したものでございます。

それから、資料1の2号は、「諮問事項の整理」といたしまして、その制度について申請を勸奨する場合に問題となる個人情報の目的外利用等の取扱いについて整理いたしましたものでございます。

それから、資料第1の3号は、その資料1の2号に続きまして、図でお示したものでございます。

諮問第2号につきましては、1点の資料をご用意してございます。

資料第2の1号でございますが、こちらにつきましては、申しわけございませんが、本日、席上にご用意させていただいておりますものと差し替えをさせていただきたいと存じます。基本的な内容は、変更ございませんけれども、一部説明を補足してございます。

「住民税・軽自動車税のマルチペイメントネットワークを利用した収納について」としまして、制度の概要説明と情報の流れを図でお示したものでございます。

それから、諮問第3号につきましては、4点の資料をご用意いたしております。

まず、資料第3の1号でございますけれども、「保育所児童保育要録について」といたしまして保育要録作成の概要を説明してございます。

それから、資料第3の2号は、保育所児童保育要録にかかる個人情報の取扱いについてといたしまして、保育要録の取扱いについて個人情報保護制度上の問題を整理したものでございます。

それから、資料第3の3号でございますが、こちらにつきましては、保育要録の書式見本でございます。

資料第3の4号ですが、こちらは厚生労働省が告示いたしました保育所保育指針の抜粋、それから関係する通知の抜粋でございます。

資料第3の4の3枚目でございますが、左方に別添1と記載されている文章でございます。こちらのタイトルですが、保育所保育要録に記載する事項となつてございますけれども、申し

わけございません、これは正しくは保育所児童保育要録に記載する事項、保育所と保育の間に「児童」という2字が落ちてございますので、加筆ご訂正をお願いいたします。

以上、お手元の資料、確認させていただきましたが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、内山会長、お願いします。

2 議事

(1) 諮問第1号

○内山会長 それでは、早速諮問案件について、ご説明を事務局からいただきますが、これからの発言は、どなたもご着席のままお願いしたいと存じます。

それでは、諮問案件についてのご説明をいただきたいと存じます。

○内野広報課長 本日、諮問第1号につきまして、ご説明を申し上げますために、所管課長と担当職員が同席いたしておりますので、まずご紹介をさせていただきます。

須藤福祉部介護保険課長でございます。

○須藤介護保険課長 須藤です。よろしくをお願いいたします。

○内野広報課長 後ろにおりますのは、担当の邊見介護給付係長と山田主任、村山主事でございます。

それでは、諮問案件についてご説明いたします。

平成21年度諮問第1号「高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報の目的外利用等、及び当該利用等に係る本人通知の省略について」。

高額医療・高額介護合算療養費の支給制度に係る被保険者の申請漏れを防止するため、支給対象となる被保険者を抽出し、直接本人に対して、申請の勧奨を行うことが求められています（平成21年5月19日付 厚生労働省保険局高齢者医療課長通知）。このためには、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の各被保険者情報を突合することが必要であり、各保険者間で行うことになる個人情報の提供、収受が個人情報の取扱いにおける目的外利用、外部提供、外部結合及び本人同意のない個人情報の収集に当たることになります。

これらの取扱いは、法令に規定のある場合などを除いて、制限されていることから、審議会の意見をお伺いするものです。

また、あわせてそれぞれの取扱いにかかる事後的な本人通知の省略の可否についてもお伺いします。

詳細につきましては、所管課長からご説明いたします。

○須藤介護保険課長 それではまず、高額医療・高額介護合算制度の概要ということでご説明申し上げます。

この合算制度の根拠となります法律は、平成18年に定められた「健康保険法等の一部を改正する法律」です。対象となりますのは平成20年4月からということでございます。

目的としましては、医療保険、それから介護保険の自己負担額をさらに軽減するというものを目的とするものでございます。

資料1の1に基づきまして、ご説明申し上げます。支給要件、限度額等を設定いたしまして、両方の負担をさらに軽減するということでございます。下の図にございますように、介護保険者、介護者、それから医療保険者、それぞれの情報を突き合わせまして、ご本人の限度額を超えているかどうかということ算定し、支給するというのが大枠の制度でございます。

その次のページをお開きください。

対象となります期間は、平成20年4月1日からでございますが、今年7月31日までの期間における利用額に対して、申請をいただくということになります。そのスケジュールでございますが、これは当初のもので、現在は1月からの申請というふうに予定しております。

制度自体は既に法律上決まっておりますが、先ほど趣旨説明にありますように、この制度を行うというときに、ご本人のほうに、あなたはこの制度の対象になられますよという勧奨通知を出すということは、当初盛り込まれてはおりませんでした。ところが、今年度5月に通知がございまして、できるだけご本人にわかるように、申請漏れがないように、勧奨通知を出しなさいということになったわけで、それに基づき進めているところでございます。

ただし、この勧奨通知につきましては、きちんと制度化されていないということがございまして、今回、審議会にお諮りするものでございます。

資料第1の2号をご覧ください。

介護保険をご利用なさる方が入っていらっしゃる主な医療保険は、国民健康保険、それから75歳以上の方につきましては後期高齢者医療保険、こちらの両方にまたがるわけでございます。

まず1点目ですけれども、国民健康保険と介護保険の間で情報の授受が必要な場合がございます。

1の①ですけれども、介護保険課から国保年金課に次の個人情報を提供いたします。「介護保険の被保険者データ」、これをもって国民健康保険と介護保険の両方の利用高はどうなっているのか把握し、これをもとにしまして、該当される方について勧奨通知をお出しすることになります。

②ですけれども、勸奨通知をお出しする方に対する情報、国保年金課から介護保険課にこういった方々が対象ですよということで情報をいただきます。

それぞれが目的外利用という形になります。これにつきましては、資料の第1の3をごらんください。この1の国民健康保険と介護保険との間の授受、これはこのようなイメージになります。

次ですけれども、2番目、後期高齢者医療広域連合と介護保険の間の情報の授受ということになります。

まず、介護保険課が広域連合から受け取ります。これは、広域連合でございますので、本人同意のない収集という形で情報をもろうことになります。

それに基づきまして、②介護保険課から広域連合に被保険者のデータ、それから自己負担額の情報、そちらのほうのデータを提供すると。これは、外部提供に当たるものでございます。

そして、これに基づきまして、広域連合のほうから、勸奨通知を送付します。また、その方々の情報を介護保険課が受け取る。これも本人同意のない収集ということになります。こちらのほうも資料、第1の3号をご覧いただければと思います。

今回、期間が平成20年4月から21年7月で、1年半の期間の間に75歳になられる方がいらっしゃるということで、その方々につきましては国民健康保険と後期高齢と両方の医療保険にまたがる場合がございます。そうした場合の例が3番目になります。これにつきましては、介護保険課及び広域連合のほうから国保年金課に目的外利用という形で被保険者情報を提供することになります。

そして、国保年金課が通知を出す対象者の方に対する情報をそれぞれが受け取る。こちらも目的外利用ということになるという流れになります。

これらについてご意見をいただければと思います。以上です。

○内山会長 若干複雑な制度のご説明ですので。

○青山企画政策部長 ちょっと、会長よろしいですか。もう少し補足で説明させます。

○須藤介護保険課長 すみません。資料第1の3号の2枚目をごらんください。

(合算制度は) もともとこの勸奨を行わないということを前提としておりました。勸奨を行わない場合、どのようになるかということなんですけれども、ご本人がまず介護保険課等に申請いたしまして、「一体私の自己負担はどれだけでしょう」という自己負担額証明書というのを出してくださいと申請を出すことになります。それぞれ介護保険課等から証明書をもって、医療保険者に合算制度の申請をします。ご本人があっちこっち動かなければいけないという形

になります。

今回、この勸奨を使いますと、ご本人は自分がまず該当するかどうかすぐわかりますので、それをもとに1つの窓口に申請することで、すべて手続きも終わることになります。これがないと、自分は対象になるのかどうかですら、最初はわからないということになりますので、ご本人様にとっては勸奨通知を受け取ることのメリットは大変大きいものと考えております。

以上です。

○内山会長 ご説明していただいた内容をさらに説明いただくことでも結構でございます。ご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思います。

○前田委員 前田です。

諮問の趣旨の4行目、これらの取扱いは法令に規定のある場合などを除いて制限されていること。基本的にこうなっているわけだから、してはいけない。今回、諮問の趣旨の中で、法令の規定に適合するのだという理由は見つけてきておられるんですか。

○須藤介護保険課長 この制度のベースは全て法定されているものでございますけれども、勸奨については、その段階では盛り込まれていなかったというところなんです。ですので、ここの勸奨を行うための目的外利用等については、ここでお諮りする形でクリアしたいと思っております。こちらについては、ご本人への利便性の向上というところでお願いできるかどうかご検討いただければと思っております。

○前田委員 だから、その利便性の問題はよくわかりました。それはそうでしょうと。

ただ、ご本人としては、個人情報をどういうふうに使われたのか。「利便性だけの問題だけじゃないでしょう」と言われるかもしれない。しかもその抽出するために、利便を受けられる人と受けられない人がいるということですよ。抽出するわけでしょう。そうですね。

そうすると、その利便を受けられない人たちは、「俺なんか関係ないのに、何でこんなことをするんだ」という話になる。問題は、要するに法令の根拠をどこかに見つけられないんでしょうかという話なんです。

○須藤介護保険課長 確かに、できることならこの勸奨について国がやれというときに、その法整備もしてほしかったというのが正直な気持ちでございます。

ただ、現在、それができていない。通知は出ている。私たちの検討の中でも、勸奨のあることは（利便性の面で）かなり大きい、となると何とかクリアしたい。今後につきましては、国にもそれを求めるということももちろん視野に入れつつ、今年度の取組みについては、ここで

ご了承いただきたいと思います。

○前田委員 いや、今年度であろうと、来年度であろうと、変わらないものは法令に従っているかどうかだけの話じゃないですか。

そこなんですよね。そこでしょう。

だから、うちの委員会が、法令に間違っただけを回答してもいかんわけですよね。

○須藤介護保険課長 どちらかと言いますと、法令で禁じられたというよりは、法令がまだ整備されていないものというふうな認識をしているところです。

○中山委員 いいでしょうか。

今回3件諮問があって、3件に全部かかわってくるのもう一回僕の勉強のために、先に広報課の方に確認しておきたいのですが、多分、この個人情報保護制度の事務要領の47ページのところの目的外利用の制限のところの読み方のところなんだと思うのですが、結局、14条2項の1号で、法令に定めがあるときと書かれているので、法令に定めがあれば、そもそもここで議論をする必要はない。そういう理解でよろしいでしょうか。

○内野広報課長 委員がおっしゃるとおりであります。

例えば、目的外利用制限ということを考えていきますと、今ご指摘のとおり、第14条2項の1号にその法令に定めがあるとき、これは目的外利用することができる。

あるいは、第3号、区民の福祉の向上を図るために、法令等の定めに基づき適正に業務を執行する。これは、目的外利用をすることができるという条例上の定めをしているわけです。

本件のケースの場合は、これに当たらないのではないかとということで、14条第2項の第4号、「前3号に掲げるもののほか、あらかじめ運営審議会で意見を聞いて、実施機関が目的外利用することが必要であると認める。」場合。これに当たるというような考え方で諮問したわけです。

○中山委員 それでちょっと確認したいことが1点で、法令に定めがあるときと言っているのは、法律と政令とかを指しているのもであって、通達には入らないというふうな理解でいいですか。

○内野広報課長 その条例の解釈として、私どもは法令と法令等という使い分けをしているんですが、（通達は）もちろん法令には含まれませんし、法令等というものについても、お手元にお持ちですと、49ページの上から3行目にあるんですが、法令等というものの解釈として、法律、政令、省令、条例、規則及び要綱、要領等を言っているというような規定の仕方をしておりますので、通達がここに入るというのはなかなか難しいのかなと思います。

○中山委員 そうすると本件のケースの場合には、この47ページ解説というところの14条2項4号に該当するかどうかをここで審議しなければいけないし、さらに言えば、3項の運営審議会の意見を聞いて、実施機関が特に通知する必要がないと認めるべきかどうかについても議論しなければいけない。そういう理解ですか。

○内野広報課長 そうですね。目的外利用という点ではそうです。

○内山会長 はい、ありがとうございます。

ちょっとよろしいですか。

通達について事務局にもご説明いただきましたけれども、基本的に今は通達という言葉自体がないですね。助言ですね。ですから、国は文京区に対して、直接かどうかは別として、東京都を介してでしょうけれども、こういうことをしてくださいというようにお願いをしたというだけのことで、文京区がそれに応ずるかどうかは文京区の裁量の問題ですね。

ただ、そんなことを文京区だけがしないということになると、どうなるかということはあるかもしれませんが、法律的な義務づけがされたという意味での通達ということではありませんから、法令にも当然当たらないというふうに私は思っていますけれども、どうでしょう。

○中山委員 確認のためなのですが、結局、技術的助言であるということは、政令とかでもないもので、どこかで審議されたり、国会で審議されているわけでもなくて、いわゆる厚生労働省における判断を示したものであるに過ぎないと、そういう理解でしょうか。

○内山会長 判断、助言ですから、国が制度を運営する各保険者に対して、このようにしたらいかがかということをおアドバイスしたということです。

○中山委員 最終的には、文京区としてどうするかということを決めるということになるということですか。

○内山会長 それはそうだと思います。

ですから、文京区長はこういうことについて実施することについて、当審議会について諮問をしたということだと思います。

そういう理解でよろしいのでしょうか。その通達というのが、文京区を拘束するようなものとしてなされたものなのか。

○須藤介護保険課長 通知になりますし、保険者ごとには判断し、ただ中身としては最大限やれということをございますけれども、国の命令とかそういうことではなくて、やるように検討してくれという内容だと思います。

○内山会長 そうでしょう。「求める」というのは、義務を課するような書き方ではなくて、最

後の文末は「お願いします」という形にはなっていませんか。そこまでへりくだって書いてあるかどうかは別として。

○須藤介護保険課長 できるだけ最大限やるようにということで、「ねばならない」ではなかったです。

○内山会長 でしょうね。

それから、もう1つは、最初のご質問でしたけれども、諮問の中のこれらの取扱い、「法令に規定がある場合などを除いて」とのことですけれども、法令に規定のある場合はないのでしょうか。今、すべてについて、これは条例上制限されているので、そのことについて、いかがかということが諮問されている。

○内野広報課長 今回のケースですと、例えば先ほどの資料第1の2号、あるいは第1の3号をご覧くださいますと、今回のケースは目的外利用、それから同意のない収集、外部提供、それに当たるわけですから、いずれも法令に直接的な定めがある場合は、特にこの諮問を必要としないと、そういう意味でここに書かせていただきました。

○内山会長 ですから、直接、これらというのは、その上の文章を指すわけですけれども、上の4行ほどの文章の中の行為については、すべて法令の規定がないのでしょうか。法令の規定がある部分があるのですかというのが最初のご質問だったと思うんですけれども。

○須藤介護保険課長 対象については全く無いです。法令としては無いです。この前提になる合算制度についてはもちろんあるわけですけれども、勸奨という今回のお諮りしているものについては、法令の規定はございません。

○前田委員 私が質問したのは、実は、この資料第1の1号なんですが、結局、医療保険と介護保険の自己負担を軽減するための手続きじゃないですかと。そうすると介護保険者、医療保険者、受給者というのは、自分の負担を軽減することについての手続きを踏むことが、基本的には同意している範囲じゃないかと思ったんですよ。とすると、格別、情報の提供の問題ではなくて、いわば行政庁としてむしろやるべき行為なのであろうと。

とすれば、これはむしろ法令の中に既にそういった趣旨も含まれているというふうに考えれば、何も難しく考える必要はないんじゃないかと思います。そういうことをちょっと考えていたものですから。

○内山会長 いずれにしても同意を求められているということからも明らかでございますけれども、法令に直接の規定がないから同意を求めたいということで、趣旨はご説明いただいたとおりかと思います。いわば被保険者というのでしょうか、後期高齢者に該当される方々の利便

を目的とするということだと思います。

○中山委員 今、前田先生がおっしゃったように、利用者にとってプラスなことなのであれば、それは相当なことなのかな、と思うのですが、その前にわからないところがあって、資料1の3号の1ページ目と2ページ目を見ると、国保年金課から勧奨と書いてあって、広域連合から勧奨と書いてあって、さらに国保年金課から勧奨と書いてあるのですが、この勧奨は3カ所から行われるのでしょうか。ちょっとその辺が、勧奨はどこか1カ所だけがするのかなというふうに思ったりしてたんですけど。

○須藤介護保険課長 75歳以上方については、広域連合のほうから出すということと、医療保険者、国民健康保険の方は国保年金課から出します。

それから、両方にまたがる、最後のページのほうは、両方重さなっちゃっていますが、期間中に途中から被保険者になりましたという方については、国保年金課から出します。そういう形になります。

○中山委員 ということは、ケースによって勧奨する人が違うということですね。

○須藤介護保険課長 そうです。

○中山委員 それからもう1点は、前田先生がおっしゃったことと同じなのですが、結局そのデータを収集する、複数の実施機関が部局をまたがって、データのやり取りをしたときに、それが最低限のデータならいいんですが、実は、収集したけれども勧奨の対象にならなかったという人にとってみれば不必要なデータの移動が起きたことになり、むしろ個人情報についてのデリケートな情報が流通することによる危険が増す方向に行くような話なのだと思うんですが、今のような理解でいいのでしょうか。それとも何かもうこの方が勧奨対象だからということで、最小限の情報のやり取りがされるのですか。

○須藤介護保険課長 この対象になる方は、最低限の介護保険を使っている方になりますので、被保険者側も全ての方ではなく、介護保険の被保険者であり、なおかつ自己負担額がある方ということになります。

○内山会長 介護保険を使われている方が、すべてどの程度の医療費を年間使われたかということを知っている組織はないのですよね。

ですから、すべての方々について、支給を受けられる限度額を超えているかどうかということとを突合してみないとわからない。あらかじめ必要な方のデータだけを収集するというわけにはいかない。全員を集めてみて、限度額を超えている方がその中にどれだけおられるか。おられている方に勧奨する。それが制度ですよ。

○須藤介護保険課長　そうです。医療保険だけという方で、介護保険を使っていない方はこの制度には関係しませんので、ベースになりますのは、まず介護保険を使っているかどうか。全体の15%の方がこの部分を医療保険者のほうに提供するような形になります。

○中山委員　あと前田先生がおっしゃっていたことにはなりますが、これは今回だけなのか。今後も、もちろん今後また審議すればいいのだと思うのですが、起き得る話なのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○須藤介護保険課長　この制度がある限りは、同じような形で行うことになると思います。

○内山会長　諮問の内容自体は、このようなことについての目的外利用をすることについて、いかがかというのが諮問の内容ですから、年限を切っているわけではないですね。

今年、今月ということではなくて、この制度をこういうふうに運用していかどうかということが諮問の内容のようですから、今年以外は駄目だと、来年はやってはいけないというご意見ならば、そういうことを申し添えれば、区長がそれなりの判断をするということになるんだと思いますけれども。

○須藤介護保険課長　「今年は」という言い方をしてしまいましたけれども、将来的には社会保障カード等の導入で解消される部分があるかと思いましたがけれども、この制度が今の枠組みでなされる限り、この形で行いたいということでございます。

○前田委員　そうすると、審議会として、OKの意見を出すとしても、今後のその手続きがそういうふうが続くということと、あと本人の同意の必要性もあるじゃないですか。そういうことについて、どこかに付記されるということですかね。

つまり目的外使用だとすると、本人への通知が必要じゃないですか。今回、その通知が不要ということも審議対象になっていますよね。そうすると、今後も続くのであれば、本人の同意を前提としたような文章をどこか通知文に入れるんですかね。

例えば、医療保険に関する通知文が本人に行くとき、介護保険に関する通知文が誰かに行くときに、今後、そういうことで勧奨の対象となった場合には、個人情報について利用の範囲とさせていただきます、というような文書を入れておけばいいのですかね。

○中山委員　多分、前田先生と僕も同じような意見を今持っているのですが、目的外利用をした場合に本人に通知をする必要があるかどうかとは別問題として、結局、介護保険を利用し始めたときに勧奨対象になるかどうかについて、「複数の課で情報を共有することがあり得ます」というようなことを制度としてお伝えする必要があるじゃないかということです。

○前田委員　一般論としてやっておけばいいのではないかという話なんですよ。

○内山会長 ただ、この審議会で同意がない限り動けないから、同意をした後、PRと言いますかね、パブリック・リレーションとしてそのようなことを通知する、というふうなことは必要かもしれませんね。

○須藤介護保険課長 周知を図り、同意、できれば個人の最初の保険証をお送りするときとか、そのタイミングは今後考えますけれども、こういうこともあり得ますよということをお伝えするということですね。検討しておきます。基本的にその形のほうがよろしいかと考えます。

○前田委員 1つわからないのですが、広域連合って何ですか。

○須藤介護保険課長 長寿医療を運営する保険者です。

○内山会長 地方自治法に基づく特別地方公共団体、役所です。それ自体が。東京23区、市町村がすべて加入して、後期高齢者の医療制度について運営している団体です。

○菊池委員 対象者は、何名ぐらいおられるのですか。文京区では。

○須藤介護保険課長 今、介護保険の認定を受けている方が6,000人ぐらいですけれども、利用されていらっしゃる方は4,000人ほどになります。

合算してどれぐらいになるのかということは、ちょっとまだはっきりとは分かりません。

○内山会長 私からの確認ですけれども、要するに3つの保険制度があって、その間のデータの授受について、法令の規定がないから諮問されたということでしょうけれども、それぞれの保険者自体がデータを、それぞれ目的外利用の情報として収受することにはなるわけですけれども、それらはすべて地方公共団体と言いますか、行政団体の組織の中ですよ。

○須藤介護保険課長 組織の中です。

○内山会長 組織の中ですよ。それぞれについて、個人情報保護についてのこのような制度が整備されている。そのような団体間での情報のやり取りである。それ以外の外部にさらに情報が提供されるということは基本的には無いという理解でよろしいのでしょうか。

○須藤介護保険課長 はい、そのとおりです。

○内山会長 それでは、資料1の3の2枚目、最後にありますとおり、もしこの制度をこのように運用しませんと、要するに後期高齢者に該当される方ないしはそのご家族が大変な手間、手続きをした上でなければ給付が受けられないということになるものを、ご本人の利便を向上するために行うということですし、個人情報の保護についても、それぞれ文京区と同等程度の保護が図られている組織間の移動ということでございますので、このことについては、諮問について相当であるということで答申をさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございます。

事務局で答申案をご用意していただいておりますので、答申案文を読み上げさせていただきますけれども、案文についてさらにご意見をいただけたらと存じます。

○内野広報課長 では、答申案文を読ませていただきます。

平成21年10月30日付、21文企広第666の1号による平成21年諮問第1号「高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報の目的外利用等及び当該利用等に係る本人通知の省略について」下記の通り答申します。

1. 審査会の結論。本件諮問に係る個人情報の目的外利用等について妥当なものと認める。また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

2. 理由。高額医療・高額介護合算療養期の支給については、国民健康保険法その他関係法律によって定められているところであるが、対象者が高齢者であることから、当該支給制度を実効あるものとするため、支給対象予定者に制度を周知し、申請を促すことは、区民の福祉の観点から歓迎すべき事柄である。

勧奨制度の実施に当たって行われる被保険者の個人情報の突合は、実施機関、あるいは保険者の委託を受けた国民健康保険連合会において、電子計算機によって機械的に行われ、個人情報の拡散の危険性が押さえられる半面、申請をしようとする区民にとっては、大きく負担が軽減されるものと認められることから、関係保険者が本人の申請前に各被保険者の保険給付額等の情報を共有することはやむを得ないものと認める。

ただし、勧奨制度の中で取り扱う個人情報は医療保険給付額等、極めてプライバシー性の高い区民情報であることから、取り扱う個人情報は本件勧奨実施のために必要なものに限定するとともに、その運用については、より一層適正かつ慎重な取扱いが望まれる。

なお、本件勧奨制度を含む合算療養費の支給制度の区民への周知が十分行われることを前提とするなら、本件勧奨事務は大量の個人情報を機械的に処理するものであり、その結果として、本人に特段の不利益が発生するものではなく、また支給対象予定者として抽出された本人に対しては勧奨の通知を行うものであるから、本件目的外利用等について、本人への通知を省略して差し支えないものと認める。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま読み上げていただきました答申案文についてご意見をいただきたいと思っております。

ご自由にご発言いただいて結構です。

○中山委員 2点、ちょっと気になりました。

1点目は、支給対象予定者として抽出された本人に対しては勸奨の通知を行うものであるからというのは、確かに勸奨を受ける人に対しては通知が行くのですが、勸奨を受けない人に対しては通知が行かないので、あまりここは説得力がちょっとないな、と思いました。

それから、もう1点は、上から6行目ですが、電子計算機によって機械的に行われるから個人情報情報の拡散の危険性が押さえられるというのは、先ほど会長がおっしゃったように、要するに文京区と同等の地方自治体内で閉じているから拡散が押さえられているのであって、計算機の処理というのはそんなに確かなのか、という点はちょっと私の専門も関係しているんですけども、本当ですか、ということです。

以上、その2点だけ、お願いしたいと思います。

○内山会長 起案したほうからすると、国民健康保険連合会という部分を強調したので、国保連合会は、要するにそのような個人情報保護を十分に配慮し、実施している機関であるということ強調すれば、先生のご意図はわかるんでしょうかね。

ほかにご意見がなければ……。

最初の委員のご発言の、下から3行目でしょうか。通知を受けた方については、それがわかるだろうから、それはいいでしょうというのはいいでしょうけれども、通知を受けない方も随分おられるということを考えると、ここの部分は削っても文章は通じる、通じるような文章にしていればよろしいかと思えます。

○中山委員 それこそ、前田先生がおっしゃったように、この文面にも書いてあるのですが、本件勸奨制度を含む合算医療費の支給制度の区民への十分な周知という、特に対象となり得る方への周知がきっちりされているのであればいいのかなというふうに思います。

○内山会長 その点については、先ほど事務局からご説明ありましたように、十分に行うということがご説明されていますので、実施もそのようになされるということだと思います。

実施機関と国保連合会の電子計算組織による処理だということのほかに、個人情報保護が十分に組織だって実施されているという修飾語を入れるかどうかの問題ですけれども、原案のとおりでよろしいでしょうか。

そこまで読んでいただければ、そういうふうな趣旨だというふうに読めるかもしれません。

では、「てにをは」のような部分については、一応、私に文案を一任していただくということにさせていただいて、趣旨とすれば、このとおりの答申をするということに決させていただきました。

きたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

ありがとうございました。

それでは、そのように決しさせていただきます。

それで、諮問1号については、審議が終わったということになります。

○須藤介護保険課長 ありがとうございました。

(2) 諮問第2号

○内山会長 それでは、次に諮問第2号について審議を行います。

事務局からご説明をいただきます。

○内野広報課長 諮問第2号に関しまして、所管課長と担当職員が説明のために同席いたしますのでご紹介いたします。

八木総務部税務課長でございます。

○八木税務課長 八木でございます。よろしく願いいたします。

○内野広報課長 後ろは大久保税務係長と石川収納管理係長でございます。

それでは、諮問案件につきまして、ご説明いたします。

平成21年度諮問第2号「住民税・軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報の提供について」。

諮問の趣旨でございます。

文京区では、住民税・軽自動車税の収納について、納税者の納税手続きの利便性の向上と収納事務の合理化を図るため、マルチペイメント収納を導入する計画です。

この手続きには、金融機関が、納付データを登録した区の通信サーバーにマルチペイメントネットワークを介して照会を行い、収納によりデータの消込み処理を行います。

通信サーバーと金融機関との間でオンラインにより随時データが更新され、納付データ、収納データの受け渡しが行われることから、このシステムを利用した個人情報の取扱いは、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の3に規定する外部結合による個人情報の提供に該当します。

外部結合は、法令に規定のある場合などを除いて制限されていることから、個人情報の取扱いについて審議会の意見をお伺いするものです。

詳細につきましては、所管課長からご説明いたします。

○八木税務課長 資料第2の1号に基づきましてご説明いたします。

まず先に、資料の訂正をお願いしておりまして、ありがとうございました。

それでは、資料の1番でございますが、マルチペイメントネットワークを利用した納税方法の導入でございます。

納税のためには金融機関の窓口のほか、ATM、携帯電話、パソコン等の多様な方法により納税ができるようにするために、来年度から住民税・軽自動車税についてマルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した納税方法を実施するものでございます。

2番、導入の背景でございますけれども、現在、口座振替以外の住民税の普通徴収の納税は、納付書により区あるいは金融機関の窓口へ平日昼間に出向いて行う以外に方法がございません。いたしまして、時間的な制約がございます。マルチペイメントネットワークを利用することで、これらの不便の解消を図ります。あわせて軽自動車税でもマルチペイメントの実施を行います。

これを実施いたしますと納付情報の消込みということで、納付済みの通知が入ってきますけれども、この期間が7日から10日ほど短縮できるということで、督促状、催告書の発送を減らせます。お客様が納付したにもかかわらず、私どもではまだ確認が取れないということで、督促状を出すということで、トラブルにもなっている部分がございますけれども、こういったものも減らすことができるということでございます。

3番、制度の概要でございますけれども、マルチペイメントネットワークというのは、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会とその運営機構が運営する、各種決裁にかかわる情報を伝達するためのネットワークでございます。平成16年度より国も国庫の納付金のほうに使っております。

東京都においても平成16年から都税の一部で開始しておりまして、今多く自治体で利用されている唯一のネットワークになります。

このマルチペイメントを利用した収納を実現するために、専用のサーバーを設置いたします。

文京区は、サーバーを運営するアプリケーション・サービス・プロバイダー、ASP事業者ということでございますけれども、こちらのほうに委託します。

このASP事業者の置いたサーバーに、賦課情報、税金をかける情報を登録いたしまして、マルチペイメントネットワークを通じて、サーバーと金融機関のオンラインを結びまして、賦課情報のうち、後でご説明いたしますが、5の（1）の個人情報を利用するということでございます。

資料の中で、横書きになっていますけれども、ちょっとご覧いただきながら、もう一度ご説明させていただきます。

資料3枚目（別紙1）でございます。

これはマルチペイメントネットワークの情報の流れということを図式化したものでございまして、4番をこれに基づいてご説明させていただきます。

まず、文京区税務課というのは中ほど右側でございます。文京区税務課の範疇としましては、点線の部分の中の仕事がございます。これと中間部にMPNというのがございまして、これを介して外部結合することによって金融機関、あるいは住民、企業と結んでいくと、こういうイメージでございます。

では、4番の（1）からご説明申し上げますと、基幹システムということで、一番右側にコンピュータがあります。ここで税の計算等を行っています。こういったコンピュータから賦課情報をフロッピーディスク等に取り出しまして、LGWANという回線で結んだ専用のパソコンから通信サーバーに届く。いったん、フロッピー等に落としたものをLGWANの端末との接点であるコンピュータに登録するという形でやってございます。どういうことかと言いますと、常時、情報が外部とつながらないということを意味しております。

LGWANは、これは1枚目の資料のところにありますけれども、総合行政ネットワークということで、自治体との接続を了承された民間企業が参加できるセキュリティの高いネットワークでございます。こちらで結ぶことによって、通信サーバーのほうにデータを入れ込むということでございます。

その後、別紙1の①番にあるように、賦課情報等をこれに登録をします。②番の矢印で、文京区の税務課は納付書をお客様のほうへお送りします。お客様のほうでは、納付をするのですが、納付するときにインターネット等から照会すると、その照会情報が金融機関を通じて通信サーバーに照会に行くという形です。

そうすると、お客様が納付できるかどうかを通信サーバーが判断しまして、納付ができるということになると、お客様のほうで納付していただけると、こういう流れになっておるということでございます。その結果、納付したという情報を区のほうで⑤番で消込みをする、それをまた⑦番で処理をするという、こういう流れになっているというものでございます。

したがって、区情報のデータは、あくまでも通信サーバーと書いてある④番のところにありますので、金融機関に賦課情報が行くというのではなく、個々の照会にきて、それを参照してまた戻ると、こういうことになるという話でございます。

では、1番目に戻っていただきますけれども、5の「業務で扱う個人情報」でありますけれども、このマルチペイメントネットワークで登録する個人情報は、氏名、漢字とふりがなです。それから、金額、税目、年度、期別、これは住民税の場合は1期から4期まであります。あと確認番号、納付番号、納付区分、こういったものを登録いたします。

では、どれぐらいこういった対象があるかということでございますけれども、普通徴収については、口座振替をしていただいておりますけれども、口座振替をしていないケースで考えますと、特別区民税・都民税、軽自動車税を合わせて、約年間17万件ぐらいが対象になるだろうと考えております。

そのうち実際、(3)「利用見込件数」ですが、マルチペイメントでご利用になるのは、大体5%弱で、合わせ8,000件程度。これは他の先行している自治体の例を見ますと、大体3、4%ですので、文京区はちょっと高めに5%ぐらいではないかという設定をさせていただいておりますけれども、このような利用を見込んでいます。

(4)で、具体的に、利用可能な金融機関はどういうことかと言いますと、ATMの利用ができるのは都市銀行の一部と郵貯銀行となります。それから携帯電話やパソコンはすべての金融機関で利用ができる。こういったものになっています。

6番でございます。個人情報の保護はどのように図られるかということでございます。

(1)金融機関ですけれども、金融機関は納付書を受け付けた場合のみ、サーバーにアクセスできるということで、金融機関側では情報を持っておりません。あくまでも納付書につけた番号でアクセスをするという仕組みになっております。

それから、(2)です。マルチペイメントネットワークそのものは、金融機関同士を結ぶ閉じたネットワークですので、外部からアクセスすることができません。

(3)としまして、マルチペイメントネットワークを運用する会員の金融機関は、I SMS、I S O 2 7 0 0 1を取得しているということで、情報の取扱いの安全性が高い、国際規格の認証を取得していると、こういった方々で運営されているということでもあります。

こういったことが総合的に確保されますので、個人情報の保護が図られるものというふうに考えております。

7番でございます。

これは、ASP事業者ということで、これは区と通信サーバーを結ぶことに関してですけれども、これは、区との委託の契約ということになりますので、外部結合ではございません。けれども、ASP事業者は、プライバシーマークのような国際規格を取得している事業者の中か

ら選定するという事で安全性を確保します。また、個人情報の保護について委託契約書の中で、さらに保護を謳っていきたいと考えてございます。

8番ですけれども、実施は来年4月1日から行いたいと思います。

9番、区民への周知は、納税通知をお送りする際に、お知らせをするとともに、適宜、広報、あるいはホームページでも周知してまいりたいと思います。

10番、個人情報保護条例上の取扱いでございますけれども、各金融機関が、区が通信サーバーに登録した賦課情報にマルチペイメントネットワークを通じて照会しまして、さらに納付によって、同サーバーのデータを更新、消込みをする、この仕組みが条例の15条の3に定める外部結合による個人情報の提供ということで、お諮りをお願いしているということでございます。

説明は、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、各委員からご質問、ご意見を出していただきたいと思います。

○前田委員 金融機関がこの個人情報に関与できるのは、とにかくにもいわば住民、企業等が納付をするために金融機関にアクセスしたときですね。

○八木税務課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○前田委員 そうでない限りは、その10番の金融機関が勝手にアクセスすることができない。

○八木税務課長 はい、おっしゃるとおりです。そういった仕組みです。

○前田委員 従来の税金の支払いというのは、私はよく知らないんだけど、自動引落はあるんですって。

○八木税務課長 はい、自動引落しはございます。

○前田委員 自動引落の場合は、もう当然に金融機関は個人の預金残高はわかっているし、自動引落されれば当然に納税の範囲もわかってくるということですね。

それが今回のシステムは、区から通知があったときに、自分の支払い方法として、インターネットで金融機関を使いたいんだと、それだけの話ですね。

○八木税務課長 そういうことでございます。

○前田委員 ですから、そうでない限りは、もう全く金融機関の方には、情報は行かないということでもいいですね。

○八木税務課長 そういうことでございます。

2ページ目の上のほうにあります、確認番号、あるいは納付番号等で確認しておりますので、ほかの者になり変わってアクセスすることもできないという仕組みになっております。

○前田委員 ということは、個人情報の管理というか、金融機関にアクセスするときのそういった個人情報は、もう自分がきちんと管理しなさいよということでもあるわけですね。

○八木税務課長 そういうことでございます。

○前田委員 そうするとこれはちょっと逸れるかもしれませんが、誰かが何かいたずらをしてしようとするときには、そのご本人からそのアクセスする手法を教わらなければいけない。もしくは、そこから情報を盗み出さなきゃいけない。そういうことですね。

○八木税務課長 それは通常と同じです。

要は、納付書というのを私どもで発行していますけれども、そこに一連の番号、かなり桁数が多い、二十何桁という桁数の数字で管理していますので、それを落として、そのまま見ればわかります。実はその落とした段階で、そこには既にお名前も書いてありますし、それから税額も書いてありますので、落とすということで、個人情報がそこで表に出てしまっておりますけれども、それでまたアクセスすることは事実上可能です。

○前田委員 仮に金融機関にアクセスしたところで、された金融機関は、本当に税金があるのかどうかを確認してやるわけですね。

ですから、そういう意味では、二重の事故は起きないと考えていいのでしょうかね。

○八木税務課長 そうです。二重に払い込むということは。一回目を払ってしまえば、同じ日ですと、実は、終わらない可能性があります。同日だと、ちょっとチェックできないのですけれども、時期が違えば一回データを消しますので、二重の払込みはありません。仮に、二重の払込みがあっても、私どもそれは後でお返しをするという手続きを必ずやっております。

○前田委員 当然、記録に残るのですね。

○八木税務課長 当然、記録に残りますので。

○前田委員 ありがとうございます。

○中山委員 いわゆるペイ・イージーというやつですね。

○八木税務課長 おっしゃるとおりでございます。

○中山委員 僕も使ったことがあります。要するに結構長い桁数のものを入れて、さらに確認番号を入れる。そうすると、納税者名と税額が出てくる。

僕は税金じゃなくて、他の自治体の情報公開を請求したら、ペイ・イージーで払ってくださいというのが来たことがあって、それでやったことがありました。ですから、それによってすごく危険なことが起きたわけではないなというふうに考えています。確かに端末に幾ら幾らですということで、名前が出てきますから、番号と確認番号が漏れちゃって、その人が変わりに

そこにアクセスに行っちゃると、その人の税額がわかってしまうという問題はやはりあるとは思いますが、そこだけですよ。

○八木税務課長 これが15桁と6桁ということでやっていますので、何兆分の1と確率的にはかなり低いです。事実上、でたらめにやっただけでは、当たらないというふうに言われております。

○中山委員 もう1点ですけども、実際にそれを利用してみて、現金書留で送ったりとか、為替を作ったりするのに比べてむしろ便利だったりしたので、もちろん情報を扱う人が気をつけなければいけないというのがあると思うんですが、選択肢としてはあってもいいと思います。今回の諮問というか、ご説明は、住民税と軽自動車税に関するものですが、ゆくゆくは他のものに関しても、区内で利用できる制度だと思っていいのでしょうか。

○八木税務課長 ちょっと私の所管ではございませんけれども、区全体としましては、例えば納付するのは、国民健康保険料だったり介護保険料だったり、その他にさっきおっしゃった手数料的なもの。ほかの先行自治体では、そういったものも視野に入れておりますので、こういったことをまず手始めにやることによって拡張することはできるものだろうとは思われます。

○中山委員 そうすると先行的に住民税や軽自動車税でやっていて、特にトラブルもなければゆくゆくは今おっしゃった国民年金の保険料とか、あとは国民健康保険料とか、あとは手数料とかについても。

○八木税務課長 場合によっては、コンピューターのシステムの改修の時期と合わせたりとか、そういうことを図りながら。

○中山委員 わかりました。

○青山企画政策部長 文京区は比較的遅れているほうなんですね。この手の取組みは。

○中山委員 遅れていると言えば、遅れていますが、言い方によっては、慎重にやったという。それは大事なところだと思います。

○青山企画政策部長 少しずつ、区民需要、それと兼ね合わせながら進めていただきたいと思います。

○滝沢委員 すごく便利だとは思いますが、私自身は、納税方法の導入の必要性をあまり感じないんですけども、その点は、結構、区民の人からそういうニーズがあるとか、「文京区はまだそういうことができない」とか、そういうのはいろいろ寄せられているんですか。

○八木税務課長 私ども窓口のほうでは、そういったご要望がございます。

金融機関に行っても、すぐにはやってくれなくて並ばなきゃいけないだろう、ということで、「時間をどうするんだ」という話や、それから都心部ですので、かなり人口の流動性が高いものですから口座振替をお願いしたいんですけども、いつまで文京区にいるかがわからないので「口座振替はあまりしたくないんだ」とか、「インターネットをやっているので出向かないで払える方法はないか」というのはよくお聞きしています。

今現在どうやっているかと言うと、私どもは特定の期日に、夜間入金ができるように収納のために窓口を開設しています。そういったことを今後はやらなくても済むようになりやすいということで、実際に需要がございます。

○内山会長 口座振替の制度を利用するにしても、即座にはできないんですよね。例えば、今日が納期だというときに振替を申し込んでも、その手続きが終わるのは数週間、1カ月かかりますので、滞納が始まっちゃうというふうなことがありますよね。

○八木税務課長 おっしゃるとおりです。時間がかかってしまいますので。

○中山委員 今、ご説明があったように、実際に、納付書で払いに行こうと思うと、平日の午前9時から午後3時までに銀行に行かなきゃいけなくて、3時をちょっとでも過ぎるともう入金できません。それが郵便局のATMとかだと、土日とかでも入金ができる。それは払う側にとってもメリットはあるのだろうなと思います。

○八木税務課長 おっしゃるとおりだと思います。

○内山会長 要するに、使いたくなければ、強制されるわけではないので、使わなければいいというだけの話ですよ。

○八木税務課長 はい、おっしゃるとおりです。

○内山会長 ただ、ハッキング等が仮にあるとして、被害が生じるとすれば、恐らく個人のインターネット、パソコンの部分が一番危ないと言えれば危ない部分でしょうけれども、それは個々人の自己責任で管理をしていただくより他ないでしょうけどもね。

それ以外の部分は、LGWANも含めて、安全な伝達装置だというように伺っていますけれども、今まで、このペイ・イージーというのでしょうか、マルチペイメントネットワークで何か行政体ないしは何か金融機関間の情報で事故が起こったというふうなことを聞いてはいらっしゃいますか。

○八木税務課長 私の段階では、聞き及んでございません。

○諸岡委員 私は、参考までに、自分の個人的なことで申し上げますと、事故があったというか、こんなことがありました。

これは、後期高齢者医療の問題ですけれども、私の名前は「ごんべん」なんですけれども、私の家内が納付するのに、私のところの口座から落ちたほうがいいんじゃないかというふうに区から言われたものですから、その手続きをしました。そうしましたら、納付書が来たのを見ましたら、「ごんべん」だったのが、「さんずい」になっていたんですね。「これじゃあ、口座から落ちないんじゃないか」というふうに、私が区の高齢者医療を扱う部門に言ったら、「間違えました。これから訂正しますので、何月から引落になります」というように言われたんですね。そうしまして、そうかなと思っていたら、9月のときに、2回分口座から引き落とされているんですね。それはもう取り消したっていうふうに聞いたんですけれども、実際は、二重に落ちちゃったんですね。だから、おかしいんじゃないかということになって、そういうことを言いましたが、結果的には、これで、全部1年間納付済みになりますというようなことになりましたが、9月分は9月分で窓口に行って納付しました。

ということで、それはもっと先に納付するものをもう9月のときに2回、合わせて3回分落としちゃった。というような事故がありましたので、そういうことを指摘させていただきました。

結果的には、銀行で落とした領収書というのは送ってくるんですよ。高齢医療のほうから送ってきたんですけれども、納付書はついに今まで送ってきませんでした。私のところは自主的に払ったことになるんですけど、一応、謝りの手紙は来ました。そういう事故もあるということをご存知しておきます。無いことは無いんです。

○青山企画政策部長 後期高齢者医療については、制度当初、半年か1年、自治体は非常に混乱いたしまして、文京区も数千件の今おっしゃったようなことがありました。その1つだと思います。電算上のシステム設定の短期間に、しかも国の制度変更が重なって矢継ぎ早に来たという極めて厳しい状況にありました。ほかの自治体でもいろいろな形でトラブルが続出していました。大変申し訳なかったと思います。これからは、ないように努めたいと思います。

○諸岡委員 良心的というか、それがないと税金が控除にならないものですから、そうしていただいたのはうれしいんですけれども、その前に一応注意させていただいたのに、そういうことになってしまって、だから何か話が徹底されてない。

銀行の方へも連絡したと言っていたんですよ。「さんずい」になっているのは間違いだからって、それが通じてないんですよ。

○内山会長 ただいまのお話は、恐らく事務作業上の職員の事務の誤りで、それも許されるかどうかというのは別のところでご判断いただければいいことでしょうけれども、情報の伝達の

中での事故では恐らくなかったのではないかと思います。税務事務ですから、かりそめにも誤りがないように恐らく注意してやっているのでしょうけれども、人間のやることですからたまには間違いがあってもおかしくありません。それがないように期待するところではあります。が、電算システムを使って納税をするという制度自体は、希望者が利便を享受するために行うものであるし、なおかつ今、ご説明いただいたことを承りますと、個人情報保護という情報の保護という観点からすれば、確立された制度を利用するというところでございますので、問題はなかろうかというふうに思います。

という趣旨で、この諮問についてもそのように行うことが相当であるという答申をさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と言う者あり)

○内山会長 ありがとうございます。

それでは先ほどと同じように、あらかじめ用意されている答申案文を読ませていただきます。

○内野広報課長 それでは、事務局から答申案文を読み上げさせていただきます。

答申、平成21年10月30日付、21文企広第666－2号による平成21年度諮問第2号「住民税、軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報の提供について」下記のとおり答申します。

1. 審査会の結論。本件諮問にかかる外部結合による個人情報の提供については妥当なものと認める。

2. 理由。住民税等のマルチペイメント収納は従来区民が区や金融機関等の窓口において、平日の昼間に出向いて行うしかなかった納税について、ATMやパソコン利用など、多様な納税手段を提供し、区民の利便性を高めるとともに、収納事務の合理化を図るものである。

インターネットが社会生活基盤、社会経済基盤として広く普及した今日の情報化社会にあって、かかる社会基盤を活用した利便性の高い納税制度を導入することもまた文京区の責務である。しかし、税賦課情報という極めてプライバシー性の高い機微情報を金融機関に提供するものであることから、本件収納システムについては、将来にわたって高度なセキュリティの確保と制度全般にわたる適切な運用が行われなければならない。これらの安全を確保する措置の実施と制度の区民への周知を前提として、本件外部結合による個人情報について妥当なものと認める。

○内山会長 ありがとうございました。

ご意見を伺います。

先ほどのご質問だと、窓口だけじゃなくて、口座振替もあったような気がしますけど、いずれにしても窓口まで行かなければいけないのはそういうことだと思います。

ご意見がなければ、この案文をもって答申とさせていただきます。

○中山委員 先ほどの諸岡委員のお話ですが、納付書番号と確認番号を送るときに、それがクロスしたりすることがないようにということだけは気をつけていただきたいと思います。つまりほかの人に間違った番号が行くと一番大変なので。

○内山会長 それは大変ですよ。

○八木税務課長 そのとおりでございます。実務上は一連の紙の中で併記されてございますので、そういった取り違えること自体はございません。

○中山委員 何が起きるかわからないので。

○八木税務課長 万全の注意を図りたいと思っております。ありがとうございました。

○内山会長 たしか自動車税が自動引落しも何もできないんですよ。ついつい行けなくて、滞納になってしまいます。コンピューターでやらせてくれれば、すぐにでもできることなんでしょうけど。

○中山委員 あと、夜の銀行窓口、機械でできるだけでもかなり違いますよね。もしかしたら家から利用するというのは、それはそれで通信回線の危険な問題があって、ATMだったらまだしも、ということはあると思います。

(3) 諮問第3号

○内山会長 それでは、諮問第3号の審議に移ります。

事務局からご説明等をお願いいたします。

○内野広報課長 それでは、諮問第3号でございますが、諮問第3号の説明のため、所管課長が同席いたしておりますので、ご紹介させていただきます。

久住子育て支援部保育課長でございます。

○久住保育課長 久住でございます。よろしくをお願いいたします。

○内野広報課長 それでは、諮問案件につきまして、ご説明をいたします。

平成21年度諮問第3号「保育所児童保育要録の取扱いに係る個人情報の目的外利用等及び当該利用等に係る本人通知の省略について」。

諮問の趣旨でございますが、保育所保育指針の改正（平成20年3月28日付 厚生労働省告示第141号）により保育所に入所している子どもの就学に際して、保育所が保育所児童保育要録

を作成して、就学先小学校へ送付することが求められています。

この保育要録の取扱いについては、（１）区立保育園が区立小学校へ送付する場合、（２）区立保育園が区立以外の小学校へ送付する場合、（３）区立小学校が区立以外の保育園から保育要録の送付を受ける場合があります。

それぞれが区の実施機関による保育所児童に係る個人情報の目的外利用、外部提供、本人同意のない収集に該当します。

これらの取扱いは、法令に規定のある場合などを除いて、制限されていることから、審議会の意見をお伺いするものです。

また、合わせて、それぞれの取扱いにかかる事後的な本人通知の省略の可否についてもお伺いします。

詳細につきましては、所管課長から説明します。

○久住保育課長 それでは、保育課長から詳細についてご説明を申し上げます。

まず、お手元の資料のご確認をいただきたく存じます。

資料第３の１号として、要録についての概要をお示ししました。

資料第３の２として、これの図表のとおり、３の３として、保育所児童保育要録のそれが見本となるものでございます。

それから、資料第３の４として、保育所保育指針、それと厚生労働省の通知といたしまして、保育所保育指針の施行に関する留意事項をお付けしてございます。

最後に、別添といたしまして付けたものですけれども、恐れ入りますが、タイトルが保育所保育要録に記載する事項となつてございますけれども、こちら、保育所の後に児童を加えていただきたく存じます。保育所児童保育要録となりますので、それに基づいてご説明をさせていただきます。

まず、資料３の２をご覧いただきながら、詳細についてご説明いたしますので、資料３の２をお手元にお出しいただければと存じます。

今、申し上げましたように、保育の内容については、今般、児童福祉施設最低基準の第35条に基づきまして、厚生労働省の告示といたしまして、保育所保育指針が施行されました。

これまで保育所の内容につきましては、局長通知として参考にとり出すことになっておりましたが、厚生労働省のほうから最低基準に基づく厚生労働大臣の告示として、法律に準ずるものという形で位置づけがなされたものでございます。

この厚生労働省の告示として施行されました保育所保育指針については、今、申し上げまし

たように、子どもの発達や生活の連続性を踏まえて保育所から小学校を通じて子どもの育ちを支えていくための資料として、すべての保育所、児童について保育所長の責任の下、いわゆる園長の責任の下に、担当保育士が保育所児童保育要録を策定いたしまして、これを保育所のほうから就学先となる小学校へ送付することとなったものでございます。

こちらにどのようなものが記載事項になるかということでございますけれども、資料3の3をご覧ください。そちらについては、保育所保育指針に書いてある内容をわかりやすく表にまとめたものでございます。

なお、幼稚園につきましては、既にこうしたものが法律に基づいて小学校へ送付されていることから、この書式につきましても、文京区の幼稚園と同様になるよう調整を図って作成するよう謳っております。

なお、資料3の4号に書いてありますように、保育所指針の施行に関しての留意事項について、平成20年3月28日 厚生労働省の今回の通知がございまして。その中で、冒頭申し上げましたように、あらかじめこの通知を行うことについて「保護者に対して個人情報を含む保育所児童保育要録の趣旨、そしてその内容とともに、保育所児童保育要録が就学先の小学校に送付されることを保護者に周知しておくこと」、そしてもう1つは「保育所児童保育要録については、例外的に同意が必要となる場合を定めた個人情報保護法の23条に該当するため、第三者提供について本人の同意が不要である。」といった通知が出されているものでございます。

子どもたちの保育の連続性、それから小学校における教育の円滑な実施ということに鑑みまして、保育所における子どもたちの様子について小学校へ要録として送付することで、子どもたちの発達をよりよく支援していく一助としていきたいと考えておりますので、これらにつきましては、この3月に実施していきたいと考えているところでございます。

保育課からの報告につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○内山会長 ご説明をいただきました。ご意見、ご質問等いただきたいと存じます。

○中山委員 きょうの3件の中で、この件が一番デリケートな問題だと思っております。

この背景はどこかと言うと、資料3の3号に保育所児童保育要録のひな型があるのですが、最終年度の指導の記録で発達の状況について、○をつけたりとかするのは、それはそうかなと思うんですが、上に子どもの育ちにかかわる事項という部分があって、これは相当機微な情報が書かれることになるのではないかと思います。

まず、このような保育要録が保育所から小学校に行くことのメリットについては、先ほど担当の課長さんがおっしゃっていたように、実際に小学校の先生が1年生を教えるときに、その

子がどういうふうな発達をしてきたんだろうということはすごく知りたいはずで、もちろんそのお子さんや保護者から聞き取りをすればわかるとは言っても、実際に、家庭ではないところで見ていらっしやった保育園の目から見て、園長先生から見てどうだという情報というのは非常に重要だし、特にそこにいいことが書かれていたりした場合には、後々の小学校での教育にもすごくいい効果があるんだと僕は思います。ですからそういう点ではいいと思っています。

ただし逆のケースもやはりあり得て、もう1つは親の目から見えてなかった集団生活の中でのトラブルのようなことも、ここで記録されるから、ある意味デリケートな問題なんですけれども、そこに書かれていた内容によって、やはり小学校で先生がうまく使えない場合というのがあり得ますので、だからこれはいいことと、いいことでないことと、非常に両方あり得るようなものなのかなというふうな気がしました。

ちょっとそういうことで、この3件の中では、一番慎重を要するのではないかというふうに感じていたというのが、まず最初なんですけど、ちょっと確認なんですけれども、資料3の4号で、保育所保育指針という紙があって、その次の行に、保育所保児童福祉施設最低基準と書いてあるんですけれども、これは児童福祉施設最低基準ですね。

○久住保育課長 児童福祉施設最低基準ですね。

○中山委員 ですから、保育所保の最初の4文字は、これは削除するんですね

○久住保育課長 そうですね。児童福祉最低基準の第35条となります。

○中山委員 そうですね。確かに児童福祉施設最低基準というのは、これは昭和23年の厚生省令のようなので、ここまでは確かに省令だと思うのですが、この35条を見ると、35条は、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める、と書いてあるもので、ですから、それに基づいた今回の技術的助言がきている、ということなんだと思うんですけれども、でも省令の段階では、養護及び教育を一体的に行うことというのと、その内容について厚生労働大臣が定めると書いてあるだけで、多分、保育所児童保育要録までつくるのは、その一環としては言えるんだと思うのですが、それを小学校に渡すこと、効果がすごくあることも認めるんですけれども、そこまで多分、法令の解釈をするのはちょっと難しいだろうなというふうに理解しているんですけれども、そんな感じでよろしいのでしょうか。

○久住保育課長 ご指摘いただいた35条の規定を受けた保育所保育指針は、さまざまな保育の取組みや保育士の心構え、それから研修の実施状況等細かいことが書いてございますけれども、この中に、小学校を含む連携ということで今審議いただいている要録についての見本が含まれ

てありますので、その内容に沿って、小学校へ提出をすることになります。

○中山委員 いや、僕の申し上げているのは、省令で定められているのは、養護と教育を一体的に行うことをその特性とすることと、内容を厚生労働大臣が定めるというところまでが決まっているのであって、個人情報の提供を積極的に行えるところまでのものなのかなという点です。ですから最終的にはここで妥当と認めればいいという話はわかるのですが、何か厚生労働省が考えるというほど、この保育要録がそのまま小学校に行っても当然というようなものではないんじゃないかなというふうに感じたということです。

その一番の理由は、すごく機微な情報が入っていきそうだから、ということなんです。

繰り返しますが、渡すことは小学校の1年生の先生にとってすごいメリットがあるんだという点もそれは理解しています。

○久住保育課長 今、ご指摘いただいた部分につきましては、これまでの指針についてはあったんですけども、これまでの指針については、局長通知として出されています。それが今回のものにつきましては、厚生労働大臣による告示という形で位置づけが変わったといったところが1つ大きな違いだと思っております。

○中山委員 ということは、今まででもこの保育所児童保育要録を小学校に提供するべきであるという解釈をされていたんですか。

○久住保育課長 それはありませんでした。やっております。

○中山委員 そうですね。

○久住保育課長 いわゆる今回、幼稚園と就学前の子どもたちの保育について一体的な取り組みをしていこうという大きな流れの中で、今回の保育所保育指針につきましても、幼稚園教育要領という位置づけと同じような形の大変告示という形に格上げをする、格上げをするという表現が適切かどうかかわからないですけども、位置づけをする。

○中山委員 ということは、区立幼稚園から区立小学校に行くときにもやはり同様のものです。

○久住保育課長 それはもう既に実施しております。

○中山委員 確認ですけども、それは省令で規定されているのですよね、きっと。告示ですか、それは。

○久住保育課長 それは、告示です。告示になっていますけれども、その後、告示としての性格が書いてありまして…。

○中山委員 所管でないので申しわけないんですけども、だとすると区立幼稚園から区立小学校にも同様のものが行っていたが、それも法令の定めによるものではなくて、やはり告示に

よるものだったんですか。

○久住保育課長 告示によるものとして位置づけられて……。

○内山会長 課長さんの説明をはっきりさせたいんですけども、この保育指針というのは、告示ですから、法令ですよ。

○中山委員 法令なんですか。

○内山会長 そうです。

○中山委員 告示だから法令。

○内山会長 いや、告示はすべて法令というわけではなくて、法律があって、法律から政令、省令に委任があって、省令の中で仔細については、厚生労働大臣が別に告示で定めるということが省令の中に定められている。ですから、告示されたことも省令の一部ですので、それは法律と同じ効力を持つということです。

○中山委員 もしそうだとすると、今回は、法令の定めに該当することになるんですか。

○内山会長 だと思うので、私はなぜ同意を求めているのかを伺いたかったのですけれども、ですから、その議論があって、最初の案件の前田委員のご質問と同じことを私もこの場で、要するに法律事項ではないのかなと、お伺いしたいです。

というのは、その後の資料3の4の1ページの留意事項についてと書いてありますよね。この文章の一番冒頭の記事の最後の部分、これは技術的助言であると書いてある。この部分は助言ですから、守る必要はないとは言いませんけれども、助言に過ぎない。しかし、その中のページをめくっていただいて、3の2を見ますと、第3項の(1)公立保育所については、各市町村が定める個人情報保護条例に準拠した取扱いとすること。従った取扱いが行われるべきで、準じてはいけないうから、準拠というのはおかしいと思うんですけども、それはさておいて、その2番目のほうです。(2)で私立保育所については、全部は読みませんが、下から2行目あたりです。

個人情報保護法23条1項1号、法令に基づく場合に該当するため、第三者提供についての本人の同意が不要であること。つまり法令に基づく第三者提供であるということは、この中で評価されているわけですから、文京区の個人情報保護条例がどうなっているのかというのは、文京区が制定するものですから、文京区の問題ですけども、その中で、法令で定められている事項については、この審議会の同意を得ずに、当然に利用できるということが条例上は書いてあるんだとすると、なぜここに同意を求めたのかなというふうに思っているんですけども。

○久住保育課長 当初、その考えを持っていたんですけども、ここの今、会長ご指摘の

(1)の中で、本件においては、個人情報保護の条例を制定し、皆様にご審議をいただいているということもございますので、一応お諮りをした上で、ここの(2)に準じた同意があるということについては、ご確認をいただきたいというところなんですけれども。

○内山会長 そうすると、条例の解釈を今審議会に問うているということになりますよね。

これは法令なので、法令では渡せと書いてあるものを法令のとおり渡すということ自体は。

○久住保育課長 そこでよろしければ、それで私たちはやりたいなというふうに思ったんですけれども、一応ここに、(1)で、公立保育所についてはという文言もありましたので。

○内山会長 そうですね。ですから、文京区の個人情報保護条例に従ってやってくださいと、それは助言を言われるまでもなく、文京区は当然そうすべきことでしょうけれども。その中で、文京区の条例の中では、法令に基づく第三者提供についてはどうなっているのですか。

○中山委員 それは、先ほどの……。

○内山会長 目的外の利用制限ではなくて第三者提供だからということですか。

○中山委員 いや、法令に定めがあるときというのは、あるような気がして、その意味では、法令の定めがあるときに該当するのであれば、できるんじゃないかと思うのですが。

○野稻広報主査 すみません、よろしいでしょうか。

この案件をどうして審議会に諮ったかと、そもそものところからのお話ですけれども、今回の案件は、資料第3の2号をご覧いただければわかる3つの類型の取扱いでございます。

目的外利用と外部提供、それから本人同意がない収集、この3つの類型になるんですけれども、まず厚労省の告示が条例に規定する法令に当たるかどうかという、その部分でまず確信が持てなかった部分がございます。

それにしても目的外利用はさほどハードルが高くないものですから、そこで目的外利用が法令に基づくということで整理ができる可能性もあったんですけれども、外部提供に関しましては、文京区の条例は、法令で求めることができるとか、調査することができるとか、もらう側にそういう規定があったとしても、文京区が判断した上で提供するかどうかを決めなさい、そういう条例のつくり、運用になってございます。法令に基づいて外部提供ができる場合というのは、文京区の場合、明確な「しなければならない」という、そういう文言で明確な義務づけ規定がある場合に限るという、そういう運用をしております。

今回のものにつきましては、そういった義務づけ規定、何々しなければならないという、そういう規定ぶりではなかったものですから、外部提供、区立保育園から区立以外に小学校に提供する場合につきましては、やはり審議会のご判断をいただく形になるかということでござ

いました。

目的外利用につきましては、疑義がある。外部提供については明らかに審議会諮問事項であると。そういうことで今回、1つの制度の中での取組み、取扱いですので、全部まとめて審議会に諮りましたという、そういう経過がございます。

○内山会長 ちょっとよろしいですか。

その告示の解釈の問題ですけれども、これは施設の最低基準の告示ですから、この基準に従わないと、設置を認可した行政庁が、従うようにとの指示や立入調査をしたり、最終的には施設の設置許可を取り消すというところまで行くという手続きですね。これはその最初の定めですよ。

小学校に送付されるようにしなければ結局は文京区長が保育所の設置認可を取り消して、という手続きの中でも、それは義務づけにはまだ当たらないというのが、文京区の今のご説明だということですよ。

ですから、これに同意をしないと、今度は児童福祉法に基づく文京区長の権限に基づいて文京区長が自らに対して指導するということになってくる。しなければいけないかどうか。それともそれを無視するということもあり得ることかもしれませんけれども、そんなことだと思います。

○中山委員 もう1点だけ教えてください。

3件の類型になるということはわかったのですが、この3番目の私立保育園から区立小学校に行った場合の、本人同意のない個人情報の収集に関しては、これは法令に定めがある場合と解釈されておりますか。

だから、目的外利用に関しては、今の野稲さんのご説明だと、法令の定めでいいのかなという気がちょっとしました。外部提供は、義務づけとまで行ってないかもしれないということがわかりました。その3番目はどうなんですか。

○野稲広報主査 本人同意のない収集につきましては、法令に定めがある場合は、本人同意を要しないという、そういう規定がございますので、もし厚生労働省の告示が法令だという明確な前提があれば、審議会のご判断は要らないということにはなるんですが。

○中山委員 一番問題なのは、外部提供のところだと。

○野稲広報主査 そうですね。

○内山会長 ですから、結局は条例をつくったのは文京区ですし、実施機関が判断をするわけですから、実施機関がどのようにこの法律、告示を判断されて、何の同意を求めるのかという

ことになってくるのだとは思いますが。諮問自体は区長がしていますけれども。

我々はこの告示の性格を議論しようとするのか、告示は法令の定めにとらならないということ
を前提に、それは区長がそういうふうにして判断したということをも前提に、その上で、そうで
あれば審議会として、このことについてどのような意見を持つかということをも判断すればいい
のか。多分、後者のほうでしょうね。

○中山委員 審議会が同意しないとできない、例えば目的外利用とか外部提供とか、本人以外
からの情報の収集ということもあると思いますが、個人情報保護制度の運用上、やはり私たち
に意見を求められているという、そういうことも場合としてやはりあるわけですよ。

○内山会長 ですから、そういうことなのかどうかを聞きたいわけで、「私は、権限は持って
いるけれども、その権限を行使することについて、あなたはどう思いますか」という意見なの
か、同意がなければ、その権限を行使できないという部分で同意を求めているのか、どちらな
のでしょうかということをはっきりしていただかないと。

○中山委員 今の野稲さんのご説明だと、外部提供に関してはやはりここで審議していただきた
いというふうに関心されたのですが。

○内山会長 法令に定めがあるときは、外部提供することができるかと書いてあるけれども、こ
れは法令にとらならないから、同意が必要だというのが。

○中山委員 法令にとらならないというか、法令に義務づけているとまで言えないからという…
…。

○内山会長 いや、条例上は、法令に定めがあると書いてありますから。

○前田委員 2つ問題があつて、今言ったように、会長がおっしゃるように、法令に定めがあ
るんだったら、うちでわざわざリスクをとる必要はないじゃないかと。

2点目、法令に適用があるけれども、運用というか、適用をどうしたいか。会長がおっしゃ
るようにそれについて意見、助言が欲しいんだというなら、それなりの議論ができる。

その2つをちょっと、いや、こんなことを言うと申しわけないのですが、審議会のリスクの
問題もあるものですから、私はその辺明確にしたほうがいいと思います。

特に、本件の場合、情報として、幼稚園の関係ではもう既に実施しているということですよ
ね。その幼稚園の関係で、実施しているというのは、法令の根拠というのは何ですか。

○野稲広報主査 学校教育法施行規則で、明確に、小学校に送らなければならないと、そうい
う文言で規定がございます。

○前田委員 その送らなければならない内容というのは、この資料第3の3号と同じ内容でし

ようか。

○久住保育課長 これは、同じ内容でございます。

○中山委員 お話をお伺いしていると、幼稚園のほうは規則そのもの書かれているんですね。それに対して、本件に関しては、会長の告示も法令の中に入ることですが、告示に書かれていて、規則には書かれていない。

○前田委員 まさに行政の委任の関係の問題で、白紙委任なのか、白紙委任じゃないのかと…。

○中山委員 先ほどのところの規則に当たるところの35条では、内容については、厚生労働大臣がこれを定めると書いてあって、デリケートに考えれば、内容についての中に、個人情報も渡すところまで入っていると言え、確かにいいのだと思うんですけども、ですから私の解釈というか感じたところでは、保育要録をつくるころまでは、内容についてと言え、と思うんですけども、本当に、この規則と告示だけで、それを渡したりどうこうしたりするところまでを言えるのかというのがちょっと疑問に感じました。

ですから、規則に書いてあれば、確かに違うかなと。

○内山会長 いや、ですから、渡せと書いてあるものは渡さなくちゃいけないですけども、この場合には、設置の認可をして、その運営が適切に行われているかどうかを監督するのは文京区長の権限なんです。

最低基準を守っていなければ、指導して、基準を守るように運営をするというのは文京区長の責任なんです。

その中に、この告示の規定がありますから、この告示の規定が守られてないと、文京区長は指導しなければいけない立場にあるはずですよ。

私立の保育園も含めて、保育課長はそういう仕事をされているわけですよ。

○前田委員 この保育要録の書式ですが、これはもう既に幼稚園と同一の内容の書式ですか。

○久住保育課長 そのようにいたしました。小学校の受け手の側の立場に立って、混乱のないように。保育園から上がっているものが、幼稚園から上がっているもの、今現在使っているものと同様に、厚生労働省のほうのガイドラインについても同様の意味合いでつくってありましたので、幼稚園と同様につくっております。

○前田委員 この保育要録ですが、極めて個人にかかわる内容になっているんですけども、この本人、もしくは親権者、保護者がこの記録について開示を求めた場合には、当然開示に。

○久住保育課長 そうですね。

○内山会長 いや、当然にということですからけれども、学校教育法のほうですと当然にかどうかということか争われていて、なかなか見せない。訴訟になって、一部公開するのがたしか最高裁の判例だったと思いますけれども。

○前田委員 そうですね。となると、まさに微妙な、本当に機微にわたるのが、やはり子どもの育ちにかかわる事項の記載がどの程度されているのか、養護の状況はどうかという、健康状態ですね。これというのは、プラスに働けばマイナスにも働くという極めて大きなリスクな記載内容です。その記載内容は、一般論としてのかわいい子というのはいいんですけども、家庭環境がこうで、ああで、その結果この子はこういうふうになつてくると、開示要求に対してなかなか応じ切れないリスクを負うことになるわけですね。

ですから、この両面から考えたときに、法令で決まっているのだったら、こんなのさっさとやっちゃいなさいよということではいけないですね。

その辺、はっきりさせていただいて、告示の内容というのはどこまでのものなのか明示していただければまたありがたいと思います。

○青山企画政策部長 資料3の4号の上半分、これは先生のおっしゃるとおりで、法令の規定ですけれども、(イ)保育所から小学校へ送付することについてはもう義務づけがあると。

問題は、どういう中身にして出すのですかということ、あるいは管内の保育所、私立も含め、民間がありますから、遅滞なく周知してくださいよということ。これらは技術的助言であるということで、厚生省から来ているんですね。ですから、多分、事務局のほうは、中身についてもこういうことで、法令に基づくことを根拠にして、外部提供ということでもよろしいでしょうかという確認的な議論をここでお願いしたいというのが趣旨だったんでしょう。

ですから、一般的な諮問の内容になっておりますので、諮問内容がそういうふうに明確に掲げているべきであったというふうに反省しています。

○中山委員 ちょっとお聞きしたいのですが、先ほど保育要録は、担当課長さんのお話によると、幼稚園のものに準拠したという話でしたが。

○青山企画政策部長 それは各自治体がどういう中身にするかを判断するわけです。

○中山委員 その幼稚園のものに準拠したのは、それは多分学校教育法のほうの規則で、様式までが決まっているんだと思うんですが、この資料3の4号を見ると、1ページ目の上半分は確かに告示で、下は技術的助言になっていて、告示のところに様式が決まってないわけですね。

○青山企画政策部長 ただ、こういう中身で提供することについて、法に基づく提供というふうに位置づけてよろしいでしょうかという議論を多分ここでお願いしたかったということかと思えます。

だから、そういう諮問内容で明確に書かれなければいけなかったのかなというふうに思っています。

○中山委員 先ほど、前田先生がおっしゃっていたように、機微な情報はプラスに働くときはすごくいいと思うんですけれども、マイナスに働くときもあるので、ですからやはりこの告示には、育ちを支えるための資料とは書いてありますけれども、内容までは告示に書いてないので、送られることのメリットは十分理解しているのですが、慎重にならなければいけないと事務局が考えたのはすごくよくわかるケースのような気がしています。

○内野広報課長 この諮問内容等については、未整理の状態で審議会に諮らせていただいています、申しわけございませんでした。

こちらでもう一回整理をし直して、再度、必要であればご審議いただくという形で、ご提案させていただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○内山会長 条例の定め方と、この中にはこんなことが書いてありますけれども、条例の定め方のどこの同意を求めているのか、意見を求めているか明確にさせていただくことと、それから先ほどからお話が出ていますが、学校教育法に基づく幼稚園の場合と、保育園の場合も明確にわかるような形で資料を各委員にお届けしてご判断をいただかないと、わかっているのは事務局だけで、それ以外のことはわからないまま意見を申し上げるとするのは、なかなか難しいことかなと思います。

それから、ちなみにマイナスの情報を正確に伝えないと児童の教育に支障を来すということもありますから、いいことを言うばかりがプラスの情報というわけではなくて、この子はこういう部分が弱いので、こういうことをサポートしてあげたほうがいいと思っているというふうなことも伝えないといけない部分があるので、内容がどうなるのかというふうなことまで本当に出てくると思えます。

どんな内容が書かれているのかも実はそうなりますと、各委員さんが、例えば例示を受けなければ判断のしようがないような気もしますけれども、この中で、審議会でも同意したということで、あと内容が非常に憤慨するようなものが書かれていて、相当でないような記載だったときに、審議会が同意をしたんだということになるのも、それはいかがかと思えますし、各委員

さんが正確なご判断をいただけるような資料を整えて、改めて整理していただくということにいたしましょう。

○中山委員 1件目と同じですが、留意事項についても書いてあるんですけども、このような情報が保育所から小学校に提供されることというのを保護者に対して、やはり制度があるということの周知徹底というのがやはり重要で、そこら辺のところも、並行して、やはり考えていただいたほうがいいかなと。

○久住保育課長 既に小学校入学前の面談として11月から1月ぐらいにかけて、各保育所で年長さんを対象に、入学前の子どもたちの保護者面談を必ず実施することになっておりますので、今回については、こういったものを小学校にあげるということを、書式については、ご説明の中の資料に入れるような形にして対応していこうというふうには考えています。

○中山委員 あと区の範囲外かもしれませんが、区内にはたしか私立の保育園があるので、こちらは条例の対象じゃないかもしれませんが、やはり制度としてはそういうものがあるということは分かっている必要があると思うので、その点もうまく伝えるようにしていただきたいと思います。

○久住保育課長 私立の園長会もしておりますし、それからこれは実施するに当たっては、幼稚園の担当者、それと保育所の担当者、これは私立も含みますけれども、1月から2月ぐらいに学務課もしくは指導課と共通の研修会を実施しようというふうに、今、日程調整をしているところですので、ご指摘の部分につきましては、その研修会の中で、私立の保育所の担当者についても十分明確に伝えるように配慮していきたいと思います。

○内山会長 ということで、諮問があつたんで、諮問に対しては審議会とすれば、答申をしなければいけない立場にありますから、何らかの答申をしないわけにいかないんですけども、どうでしょうか。

○中山委員 継続できませんか。

○内山会長 継続審議という形で、次の期日をまた調整していただいて、その中でさらに審議をしていただくということによろしいでしょうか。

それでは、3号については、審議継続を行うということをお場で決定させていただいて、本日の次第によりますと、3号についてはそのような形で終わらせていただきます。

3 その他

○内山会長 それで、3のその他ということに移りますが、次回開催日程の調整ということで

ございます。

○内野広報課長 改めてちょっと調整をさせていただきますでしょうか。

○内山会長 では、今回と同じような日程調整をもう一度事務局で恐れ入りますが調整をしていただくということにさせていただきます。

その他、そのほかにはご発言はないでしょうか。

4 閉会

それでは、時間も過ぎているようでございますので、これをもって閉会とさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

*諮問第3号「保育所児童保育要録の取扱いに係る個人情報の目的外利用等及び当該利用等に係る本人通知の省略について」は、平成21年11月26日に諮問を取り下げました。